

2013年度予算要求の回答書(その8)
 今回は、6 いつまでも住み続けられる
 まちづくりを⑩～⑭です。

6 いつまでも住み続けられるまちづくりを

⑩ 太陽光発電システム設置への助成を、共同住宅、事業所にも拡大すること。

現在、共同住宅等への太陽光発電システム設置補助金につきましては、設置する個人が、その電力を使用する場合を対象としています。共同住宅等の管理組合やオーナーに対する助成は、神奈川県が実施しておりますので、その動向を注視してまいります。

また、事業所に対する助成は、本市では、産業振興策として、中小企業者を対象とした設備投資促進事業において、太陽光発電設備の設置に対する補助を行っています。(環境総務課)

⑪ 厚木市文化会館の使用料を引き下げる。あわせて、厚木市内の団体が利用した時の減免制度をつくること。

文化会館の利用料につきましては、昭和53年のオープン当時から改定は行っておりませんが、先のリニューアル工事において、大・小ホールにおきましては、最先端の音響・照明設備の充実を図り、客席やトイレなどの施設改修をしております。利用料につきましては、近隣市のホールと比較しても妥当なものと認識しており、音響等の設備などにおいては、とても優れたものとなっております。

また、利用料の減免につきましては、現在、文化会館では利用料を指定管理者の収入として、施設の管理運営を行っており、減免により利用料が下がることは施設運営に大きな影響を及ぼすものであります。今

後、近隣市の利用料の改正等を注視するとともに、今後の適正な料金設定については、調査・研究に努めてまいりますので御理解をいただきますようお願い申し上げます。(生涯学習課)

⑫ 愛甲石田駅北口タクシー乗り場を、障がい者・高齢者等が利用しやすいよう、早期に改善すること。

愛甲石田駅北口におけるタクシー乗り場につきましては、市の関係部署及びタクシー事業者と「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」等を踏まえながら、高齢者、障がい者等が利用しやすく改善できるよう協議してまいりたいと考えています。

(企画政策課、道路維持課)

⑬ 市内全域にわたって幅広い年代の市民が憩える公園・広場を整備すること。

公園の整備につきましては、公園の種類ごとの誘致距離や地域別における公園一人当たりの面積、設置数を参考にして整備しています。

また、既存の公園の改修につきましては、施設の老朽化や機能の低下、樹木によりうっそうとして見通しが悪い公園を安心して過ごせる公園とするとともに、健康増進やバリアフリー化等の幅広い年代の市民ニーズに対応した公園として改修整備を計画的に行ってまいります。(公園緑地課)

⑭ 自転車利用促進と事故防止のため、自転車専用レーンの整備を進めること。

自転車専用レーンの設置につきましては、現在、中心市街地において事業を行っていますが、法律により設置条件が決められていることから、法律の規定に該当する路線について、整備を検討してまいります。(道路整備課)

⑮ 本厚木駅近くに障がい者も利用できる公衆トイレを設置すること。

本厚木駅近くに公衆トイレを設置することにつきましては、通勤通学時間帯における本厚木駅周辺の通行量が非常に多く、御要望にあります公衆トイレを設置することは、こうした人々の通行を妨げる結果となります。

また、公衆用トイレは道路構造物に該当しないため、道路管理者自らが設置することができず、道路の占用許可についても原則として認めていないため、その設置につきましては、難しい状況であると考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。(道路整備課)

⑯ 歩行者の安全のために歩道の確保に努めること。特に通学路の整備を進めること。

現在、1、2級市道の整備につきましては、歩行者の通行の安全性を考慮して計画的に歩道整備を進めています。

また、歩道の設置が難しい生活道路につきましては、路肩のグリーン化舗装等により安全性の確保に努めています。

(道路整備課)

⑰ 市内業者の育成、愛市購買を進め、工事の契約にあたっては同一業者に偏らないよう、公平に選定すること。一定期間の重複落札制限を行うこと。

本市では市内業者の育成、愛市購買を基

本とし、入札参加資格の一つとして「原則、本社が厚木市内にあること」を条件とした一般競争入札を実施しております。

なお、同一業者に落札が偏ることがないように、同一開札日の重複落札制限も平成23年10月以降の公告分から導入いたしました。(契約検査課)

⑱ 玉川沿いにベンチを、恩曾川沿いにトイレを設置すること。

ベンチの設置につきましては、恩曾川沿いにおいて、高坪橋親水広場、地蔵橋親水広場や船子長町公園前、新八木間橋上流の堤防上に設置しています。今後につきましても、車両の通行に影響の出ない箇所について、ベンチの設置を検討してまいります。

なお、「健康・交流のみちづくり事業」における玉川沿いのベンチ設置につきましては、堤防形態が整備され余剰地としての設置場所がないため、設置は難しいと考えています。(河川ふれあい課、道路整備課)



6月の法律相談は

6月19日(水) 13時～

事前の連絡をお願いします